

本人等の希望により自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について

8月28日政府対策本部決定において「社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査については、検査ニーズに対応できる環境を整備する」こととしている。

1. 現状

- 自費によるPCR検査の料金を各国について10件程度サンプル調査した結果、医療機関等によって差が大きく、日本だけ突出して高いわけではないが、決して安価ではない。特に都心等で高額な例が見られる。
- 国内における料金の相違の要因としては、①医師の診断が受けられるか否か、②検査の受注規模、③立地等が影響していると考えられる。

（為替レートは2020年10月時点）

	医療機関を受診して行う検査	民間検査機関等が直接提供する検査
アメリカ	22,600～26,300円	10,400～13,100円
イギリス	20,300～34,000円	16,900～19,700円
ドイツ	18,600円～31,000円	9,300～19,100円
フランス	費用負担なし	費用負担なし
日本	20,000～40,000円	2,000～20,000円

※アメリカでは州によっては希望者に無償で検査を実施している。

- また、PCR検査の感度には限界があり、偽陰性や偽陽性があることや、医師が関わらない自費検査で陽性が出た際の保健所へのつなぎや医療機関との連携が必要というメッセージを出すべきとの指摘もある。
- 利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格、陽性が出た際の対応等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられることが重要。

2. 今後の対応

- 利用者による検査機関の選択に資する情報提供の強化と検査機関情報のオープンデータ化により、利用者が納得できる価格と質の自費検査を受けられる環境を整備する。
 - ① 利用者が必要な情報を得られるように、
 - ・検査機関が利用者に対し情報提供すべき事項を示し、利用者による選択に資する情報の開示を促しつつ、
 - ・利用者に対し、自費検査を受ける際の留意事項を厚生労働省ホームページ等で示し、利用者による検査機関の選択に資する基本的な知識の普及を図る。

検査機関が情報提供すべき事項の例（次頁参照）

- ホームページ等で利用者へ情報開示する事項
 - ・検査費用
 - ・含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- 検査を受ける利用者に説明する事項
 - ・結果が陽性の場合、受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること

- ② 利用者による選択を支援するため、各検査機関の情報（上記の情報開示する事項と同様のもの）を厚労省が収集し「オープンデータ」化する。

←（上記の利用者への説明を行うこと、情報が虚偽でないこと等を約した機関に限る。）

（スケジュール）

上記の情報提供すべき事項については来月上旬に公表予定。年内に、各検査機関情報を「オープンデータ」として公表。

自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項（案）

ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- (1) 利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）
- (2) 自費による検査である旨と検査費用（検査1回当たりの費用）
- (3) 検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- (4) 利用者に検査を提供する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）
- (5) 医師による診断の有無
- (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- (8) 検査（分析）方法（PCR法、抗原定量検査等）
- (9) 検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい、鼻腔ぬぐい等）
- (10) 検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）
- (11) 検査人数（実施数）
- (12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること。
 - ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針(第1版)」に準拠したものである場合
 - ・検査（分析）機関が第三者による精度管理を受けている場合
 - ・検査方法（検体採取・保管・輸送・分析の方法）に関する書面の交付がある場合

検査を受ける利用者に説明する事項

- (13) 下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること。
 - ①医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること
 - ②医師による診断を伴う検査で新型コロナウイルスに感染したと診断された場合は、医師が感染症法に基づく届出を行うことになること
 - ③偽陽性・偽陰性の可能性があること
 - ④検査結果は検査の時点での感染状況に関するものであって、検査以降の感染の可能性があること
 - ⑤抗体検査を提供する場合、抗体検査はその時点での感染の有無を判定するための検査ではないこと
 - ⑥法人からその従業員等の検査を委託された場合は、法人に対して、上記①～⑤を従業員等に伝えるように促すこと

抗原検査の実績の集計・公表について

- 季節性インフルエンザ流行期を見据えて検査体制を抜本的に拡充すべく、従来からのPCR検査に加え、発熱患者について、**地域の医療機関（診療・検査医療機関）**で、**抗原簡易キット**を積極的に活用いただく予定。
- これに伴い、上記医療機関による検査の実績についても、G-MISにより報告^{*}（週次）を求めることから、従来公表されていたPCR検査の実施件数に加え、**抗原検査（定量検査及び簡易キット）の実績（検体採取人数）を公表**することとする。

※ 検査実績の報告について、①報告事項の**簡素化**、②郡市区医師会等による**報告代行及び週次報告**の容認、③実績報告を発熱患者の外来診療・検査体制確保のための**補助金の交付条件**とすることにより促進を図る。

抗原検査の実績の集計・公表方法

- **頻度：週1回**（公表は毎週金曜日【P】）
← 地域の診療所による報告は、とりまとめ団体（郡市区医師会等）による報告代行、週次（現在は日次）報告が容認されているため。
- **単位：週単位**
← 現状でも、各機関からの報告が遅れ気味で、1日単位の実績は速報値となること、週単位でも実態や傾向把握は一定程度可能なため。
- **開始時期：11月中メド**

※ **検疫所における抗原定量検査の実績**については、PCR検査の実績の内数として集計・公表してきたが、上記措置に伴い、**抗原検査の実績として公表し、PCR検査の実績からは除く**こととする。

PCR検査の実績の集計・公表

- **抗原検査の実績の集計・公表方法に合わせて、**
頻度：週1回（現在は毎日）
単位：週単位（現在は日単位）
とする。また、内訳(保険適用分)の集計・公表を廃止する。